

令和元年 5 月
環境省環境再生・資源循環局
総務課循環型社会推進室

第四次循環型社会形成推進基本計画の評価・点検の進め方（案）

1. 評価・点検の実施

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定。以下「第四次循環計画」という。）の評価及び点検は、同計画の規定に基づいて実施することとされている。

<第四次循環型社会形成推進基本計画>（抄）

6. 2. 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検

中央環境審議会は、2 年に 1 回程度、本計画の着実な実行を確保するため、本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行う。

このため、中央環境審議会循環型社会部会において、以下の事項を考慮しつつ、今年度及び令和 3 年（2021 年）にそれぞれ評価及び点検を行うこととする。

加えて、昨年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画の評価及び点検について、今後、中央環境審議会総合政策部会において示される見込みの方針に基づき、循環型社会部会担当部分に関する点検結果の取りまとめ及び総合政策部会に対する報告を行うこととする。

（参考）中央環境審議会 総合政策部会（第 97 回）

中央環境審議会による第五次環境基本計画の点検の進め方について（案）
http://www.env.go.jp/council/02policy/mat97_4.pdf

2. 評価・点検の方法

（1）評価・点検に係る重点点検分野

第四次循環計画では、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、①経済的側面、社会的側面との統合を含めた「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、②「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、③「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、④「適正処理の更なる推進と環境再生」、⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」を掲げ、これらを支える⑦「循環分野の基盤整備」を進めることとしている。

7 つの柱ごとに設定している国が実施すべき取組、指標について、評価及び点検を行うとともに、点検を実施するそれぞれの年度において重点点検分野を定めることとする。今年度に関しては、計画策定後間もな

いことを踏まえ、計画に基づく施策の方向性について早期に確認することを目的に、新たな分野を中心として下記のテーマで点検を行う。

また、2回目の点検では、今年度の1回目の点検で取り上げなかった柱を重点点検分野とすることを基本としつつ、2回の点検で計画全体を概ね網羅することとする。

< 1回目の重点点検分野及び点検の主旨 >

①多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

第五次環境基本計画において新たに位置付けられた概念である地域循環共生圏の形成に関し、特に廃棄物を含む未利用資源の活用等の資源循環分野からの取組についてレビューを行い、今後のさらなる展開に必要な点を明らかにする。

②万全な災害廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物対策について、近年の災害を踏まえた検討についてレビューを行い、計画に位置付けられた施策の展開について必要な点を明らかとする。

③適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

段階的に実施されてきた中国の個体廃棄物輸入規制の動きや欧州発の循環経済の動きを受けて、適正な国際資源循環や循環産業の海外展開の推進に向けて必要な点を明らかにする。

(2) その他

各重点点検分野の点検に当たっては、施策の進捗に関する説明、関係者からのヒアリングを実施するとともに、各分野に関する指標を提示した上で、検討を行うこととする。

第四次循環計画中の各指標については、算定方法等について検討が必要な項目があることから、別途検討会を開催してその結果を部会に報告し、検討を行うこととする。

(以上)

中央環境審議会による第五次環境基本計画の点検の進め方について(案)
[各部会の点検[平成31年度に実施予定]のイメージ概要]

平成30年12月25日
中央環境審議会総合政策部会事務局

【施策シートの作成について】

- ・環境基本計画を全体的に点検する必要があることを踏まえ、各部会は、担当部分について施策シートの作成・とりまとめを行い、各部会における議論の参考とする。
- ・施策シートは、「重点戦略」「重点戦略を支える環境政策」の2つの様式を用意する。各部会は、あらかじめ割り振られた担当部分について作成・とりまとめを行う(各担当部分のうち、他部会、他省庁に作成を依頼する必要がある部分については総合政策部会事務局が取りまとめて作業依頼する)。

【重点戦略の点検について】

- ・重点戦略を各部会に割り振り(別紙参照)、各部会は、担当部分について点検し、当該部分に関する報告書をまとめる。
- ・点検の際、各部会は、重点戦略全体を俯瞰しながら、
 - ・各部会の担当部分に記載されている施策が実施されているのかだけでなく
 - ・経済・社会面での効果はどのくらいあるのか
 - ・他の施策とどのように連携できるのか
 - ・地域循環共生圏の創造にどの程度貢献できているかという観点からも、必要に応じ確認を行う。

※第四次計画の点検までは、各部会は、以下の「重点戦略を支える環境政策」に該当する部分のみを担当していた(例:地球環境部会は「気候変動」部分のみ、循環型社会部会は「資源循環」部分のみ)。この点検は重要であるが、これだけでは各部会は自らの担当分野を見ることが中心となり、他分野への広がりについて考える機会が減ってしまい、地域循環共生圏の創造への程度貢献できたのか、という観点も薄れてしまう。したがって、第五次計画の点検は、「重点戦略を支える環境政策」だけでなく、「重点戦略」の一部についても各部会が点検し、施策の幅を広げ、地域循環共生圏の創造を目指す契機とする。

【重点戦略を支える環境政策について】

- ・重点戦略を支える環境政策を各部会に割り振り（別紙参照）、各部会は、担当部分について点検し、当該部分に関する報告書をまとめる。
- ・重複した作業を避けるため、気候変動、資源循環、生物多様性の各分野においては、個別計画に基づく点検結果を可能な限り活用し作業負担の軽減を図る。
- ・各部会での議論に際しては、施策目標が達成されたかどうかの確認にとどまらず、目標達成のため、今までどのような工夫をしてきたか、今後、どのような工夫ができるのか（他分野も含めた他の主体との連携、専門家意見を踏まえた施策の方向性・実施体制等の確認・見直し等）について議論する。

【「重点戦略」と「重点戦略を支える環境政策」の関係について】

- ・環境基本計画策定の際、各部会事務局において、経済・社会的課題の貢献に資するような施策を「重点戦略」、それ以外の施策を「重点戦略を支える環境政策」という基準で分類していただいたが、今後の点検に当たり、各部会が担当する施策を両者のどちらに分類するのかの基準を必要に応じ検討し、両者の関係を考える契機とする。

【他部会、他府省からのヒアリングについて】

- ・各部会は、必要に応じ、他部会、他府省からの説明を受けることができる。各部会事務局は、他部会、他府省への連絡状況を総合政策部会事務局に報告し、総合政策部会事務局は、必要があれば、適宜、各部会間の日程調整を行う。
- ・他部会、他府省から報告を受ける際は、施策シート（下記参照）は参考資料とし、他部会、他府省は、別途、発表資料を作成する。
- ・その際は、①各主体としての環境対策への取組方針、②実際の主な取り組み内容（例示があると望ましい）、③今後の方向性 のように、個別の施策の進捗にとどまらず、各部会・各府省としての方針を説明するなど、大所高所の議論となるよう留意する。

※参考：総合政策部会における全体とりまとめのイメージ [2020年度に実施予定]

- ①各部会からの報告 [部会長等からの報告が望ましい]
- ②各府省・各主体からのヒアリング（必要に応じ実施）
- ③①②の情報を横断的に俯瞰し、環境基本計画全体について、地域循環共生圏の創造への貢献という観点から、施策の効果が現れている点、十分に表れていない点を総合的に確認し、今後の施策見直しの契機とする。また、地域循環共生圏の創造を定量的に確認できる指標についても検討する。

中央環境審議会による第五次環境基本計画の点検の進め方について（案）

平成30年4月9日
中央環境審議会
総合政策部会事務局

点検の目的

第五次環境基本計画のメインメッセージである「環境・経済・社会の統合的向上の具体化」を図るため、環境基本計画に位置付けられた施策の進捗を確認するとともに、第六次環境基本計画の策定に向けた課題の抽出及びその対策を有益かつ効率的に行うこと。

点検の体制

- 各部会（（個別分野担当としての）総合政策、循環型社会、環境保健、地球環境、大気・騒音振動、水環境、土壌農薬、自然環境）
 - ・各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、結果を総合政策部会に報告する。なお、気候変動、資源循環、生物多様性の各分野においては、個別計画に基づく点検結果を可能な限り活用する。
- （全体取りまとめとしての）総合政策部会
 - ・各部会からの報告及び総合政策部会が独自に行うヒアリング等を踏まえ、環境基本計画全体について総合的に点検する。

点検の範囲

- ・重点戦略
 - ・重点戦略を支える環境政策
 - ・環境保全施策の体系
- ※対象範囲にある全ての施策を点検することは効率的・効果的ではないため、サンプル調査を行う。
- ※2年目、3年目に実施する点検について、どの分野・施策を対象とするかは、各部会事務局との調整、総合政策部会におけるヒアリングの状況等を踏まえ、今後検討する。

点検の手法

- ・各部会からの報告（総合政策部会のみ）
- ・各主体からのヒアリング
- ・指標による進捗確認
- ・環境統計データによる進捗確認

点検のスケジュール

1年目（2018年度）

点検の準備

2年目（2019年度）

各部会による各分野の点検

3年目（2020年度）

総合政策部会による全体的な点検（中間的な点検）

4年目（2021年度）

2年目と同じ

5年目（2022年度）

3年目と同じ（最終的な点検）

点検を行う際の観点

第五次環境基本計画の構成を踏まえ、点検は以下の観点から行う。

【「重点戦略」に位置付けられた施策】

SDGsの「複数の目標を統合的に解決することを目指す」という考え方も活用しながら、各施策が、位置付けられた重点戦略の基本的考え方に基づき、①経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションを創出するものであるか、②経済・社会の課題解決にも貢献する「同時解決」を目指しているか

【「重点戦略を支える環境政策」に位置付けられた施策】

各施策の目的に沿って当該施策が進められているか

※「重点戦略」「重点戦略を支える環境政策」の両方に位置付けられた施策は、両方の観点から点検を行う。

点検に当たってのヒアリングの活用

・第五次環境基本計画に掲げている「環境・経済・社会の統合的向上」が各主体に浸透し、進捗しているかどうかを確認するために、各主体の取組状況を直接聴取することは大変有益であり、優良事例の発掘、課題の発見・解決にも資するため、**必要に応じ**ヒアリングを効果的に**実施活用**する（別紙参照）。

点検に当たっての指標の活用

【重点戦略】

- ・重点戦略に関する指標を活用する（別紙参照）。
なお、特に重点戦略の進捗は指標だけで測れない面もあることから、指標のみで進捗を判断するのではなく、全体として重点戦略が進捗したかどうかを定性的及び定量的の両面から評価することとする。
- ・重点戦略のうち、「地域」「暮らし」など、国内全体的に計測することが困難であり、地域レベルで計測することが適切である場合は、その地域にとってどのような指標が適切かも含め新たな指標を設定することも可とし、計画策定時に設定した指標にとらわれないようにする。

【重点戦略を支える環境政策】

- ・「気候変動対策」「循環型社会の形成」「生物多様性の確保・自然共生」については各分野の個別計画に位置付けられた指標を活用する。
- ・「環境リスクの管理」のうち「(1) 水・大気・土壌の環境保全」、「(2) 化学物質管理」については本計画に位置付けられた指標を活用する。
(いずれも別紙参照)

【共通事項】

- ・重点戦略に関する指標、重点戦略を支える環境政策に関する指標ともに、必要に応じて適宜見直しを行い、それを反映する。特に、重点戦略に関する指標については、その定量的な評価のみで進捗を判断することが困難な場合が多いことに留意する。

点検に当たっての既存データの活用

点検に当たっては、環境白書第2部、各省の政策評価シートなど既存の資料を活用し、作業の省力化を図る。

重点戦略の点検と中環審各部会の関係について（案）

重点戦略記載の項目	主担当部会	進捗状況等を評価するための指標の候補
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築		
(1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化		
(環境ビジネスの拡大)	総政部会	・環境ビジネスの市場規模
(バリューチェーン全体での環境経営の促進)	総政部会	・環境報告書を発行する企業の割合 ・製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況
(サービサイジング、シェアリングエコノミー等新たなビジネス形態の把握・促進)	循環部会	・シェアリング・リユースビジネスの市場規模
(グリーン購入・環境配慮契約)	総政部会	・グリーン購入実施率
(我が国の優れたグリーン製品・サービス・環境インフラの輸出の促進)	地球部会	・環境産業の輸出額
(2) 国内資源の最大限の活用による国際収支の改善・産業競争力の強化		
(徹底した省エネルギーの推進)	地球部会	・エネルギー生産性 ・炭素生産性 (GDP/温室効果ガス排出量)
(再生可能エネルギーの最大限の導入)	地球部会	・再生可能エネルギーの導入量
(水素利用の拡大)	地球部会	
(バイオマスのエネルギー・循環資源としての利活用)	循環部会	・4資源別の入口側の循環利用率 (バイオマス系) ・廃棄物等種類別の出口側の循環利用率 (バイオマス系)
(循環資源の利活用、都市鉱山)	循環部会	・資源生産性 ・4資源別の入口側の循環利用率 (金属系) ・廃棄物等種類別の出口側の循環利用率 (金属系) ・使用済小型電子機器等回収量 ・使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合
(3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築		
(ESG投資等の普及・拡大)	総政部会	・ESG投資等の普及状況
(グリーンプロジェクトへの投融資の促進)		
(4) グリーンな経済システムの基盤となる税制		
(税制全体のグリーン化の推進)	総政部会	
2. 国土のストックとしての価値の向上		
(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持		
(自然資本の維持・充実・活用)	自然部会	・自然資本 (森林面積、森林蓄積量、農地面積、藻場・干潟面積など)
(森林の整備・保全)	自然部会	・森林面積、森林蓄積、森林認証面積
(生態系ネットワークの構築)	自然部会	・評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
(海洋環境の保全) 前段※生態系保全まで	自然部会	
(海洋環境の保全) 後段※海洋酸性化以降	水部会	・海域保護区面積 ・我が国周辺水域の水産資源水準の状況
(健全な水循環の維持又は回復)	水部会	
(人口減少下における土地の適切な管理と自然環境を保全・再生・活用する国土利用)	自然部会	
(外来生物対策)	自然部会	
(2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり		
(コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現) 前段	総政部会	・都市域における水と緑の公的空間確保量 ・立地適正化計画の策定自治体数
(コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現) 後段	自然部会	
(「小さな拠点」の形成)	総政部会	

重点戦略の点検と中環審各部会の関係について（案）

重点戦略記載の項目	主担当部会	進捗状況等を評価するための指標の候補
(交通網の維持・活用等)	総政部会	
(ストックの適切な維持管理・有効活用)	地球部会	・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 ・ZEB/ZEHの普及状況
(3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上		
(平時から事故・災害時まで一貫した安全の確保)	循環部会	・災害廃棄物処理計画策定率
(グリーンインフラやEco-DRRの推進)	自然部会	
(気候変動の影響への適応の推進)	地球部会	・気候変動影響適応計画の策定自治体数
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり		
<環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築>	総政部会	・地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数
(1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用		
(地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入)	地球部会	・各地域の自給率（エネルギー、食料など） ・再生可能エネルギーの導入量【再掲】
(地域新電力等の推進)	地球部会	・地域新電力の設立数
(営農型太陽光発電の推進)	地球部会	
(未利用系バイオマス資源を活用した地域づくり)	循環部会	・国産のバイオマス系資源投入率
(廃棄物系バイオマスの活用をはじめとした地域における資源循環)	循環部会	・4資源別の入口側の循環利用率（バイオマス系）【再掲】 ・廃棄物等種類別の出口側の循環利用率（バイオマス系）【再掲】
(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用		
(国立公園等を軸とした地方創生)	自然部会	・国立公園利用者数
(エコツーリズムなど各種ツーリズムの推進)	自然部会	
(自然に育まれた多様な文化的資源の活用)	総政部会	
(環境保全や持続可能性に着目した地域産業の付加価値向上)	自然部会	・地域資源活用事業数（地域産業資源活用事業計画認定数）
(抜本的な鳥獣捕獲強化対策)	自然部会	・鳥獣捕獲数（ニホンジカ、イノシシなど）
(3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり		
(森・里・川・海をつなぎ、支える取組)	自然部会	
(都市と農山漁村の共生・対流)	総政部会	・都市と農山漁村の交流人口
(人づくりによる地域づくり)	総政部会	
(地域における環境金融の拡大)	総政部会	
4. 健康で心豊かな暮らしの実現		
(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換		
(持続可能なライフスタイルと消費への転換)	総政部会	・一人一日当たりの家庭系ごみ排出量
(食品ロスの削減)	循環部会	・食品ロス発生量（家庭系、事業系）
(低炭素で健康な住まい)	地球部会	・新築住宅の省エネ基準適合率、省エネ基準を満たす住宅ストック割合
(徒歩・自転車移動等による健康寿命の延伸)	総政部会	
(テレワークなど働き方改革等の推進)	総政部会	・テレワーク導入企業数
(「新・湯治」等による健康寿命の延伸)	自然部会	
(ペットの適正飼養推進による生活の質の向上)	動愛部会	
(2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革		
(自然体験活動、農山漁村体験等の推進)	総政部会	・都市と農山漁村の交流人口【再掲】
(森・里・川・海の管理に貢献する地方移住、二地域居住等の促進)	総政部会	

重点戦略の点検と中環審各部会の関係について（案）

重点戦略記載の項目	主担当部会	進捗状況等を評価するための指標の候補
(新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成)	自然部会	・国産材の供給量
(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全		
(健全で豊かな水環境の維持・回復)	水部会	・汚水処理人口普及率 ・水質汚濁に係る環境基準の達成状況
(良好な大気環境の確保)	大気部会	・大気汚染物質に係る環境基準の達成状況
(廃棄物の適正処理の推進)	循環部会	・一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場の残余年数 ・不法投棄・不適正処理の量、発生件数
(化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)	保健部会	
(マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進)	水部会	
(快適な感覚環境の創出)	大気部会	
(ヒートアイランド対策)	大気部会	
5. 持続可能性を支える技術の開発・普及		
(1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発		・環境分野の研究開発費 ・環境分野の特許登録件数 ・環境分野の市場規模【再掲】 ・環境研究総合推進費においてS～A評価の研究課題数の割合（事後）
(エネルギー利用の効率化とエネルギーの安定的な確保)	地球部会	
(気候変動への対応)	地球部会	
(資源の安定的な確保と循環的な利用)	循環部会	
(AI、IoT等のICTの活用)	総政部会	
(新たな技術の活用による「物流革命」等)	総政部会	
(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発		
(バイオマスからの高付加価値な化成品の生産)	地球部会	
(革新的なバイオ技術の強化・活用)	総政部会	
(自然の摂理により近い技術の活用)	総政部会	
(生物多様性の保全・回復)	自然部会	
(生態系を活用した防災・減災等)	自然部会	
(3) 持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進		
(標準化推進や規制の合理化等による普及・展開の加速)	総政部会	
(技術の評価・実証に関する支援等)	総政部会	
6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築		
(1) 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献		
(国際的なルール作りの議論への積極的関与)	地球部会	
(国際的なルールの基盤となる科学的知見の充実・積極的提供)	地球部会	
(2) 海外における持続可能な社会の構築支援		
(我が国の優れた環境インフラの輸出)	地球部会	・JCM事業の件数及びクレジット発行量 ・環境産業の輸出額【再掲】
(途上国における緩和策の支援)	地球部会	・環境分野に関するODA拠出額 ・環境協力に関する覚書締結等を行った国の数 ・環境産業海外展開事業化促進事業数
(途上国における適応支援、我が国の優良事例の国際展開)	地球部会	
(途上国における制度構築・能力開発支援、意識啓発)	地球部会	

重点戦略を支える環境政策の点検と中環審各部会の関係について（案）

重点戦略を支える環境政策記載の項目	主担当部会	進捗状況等を評価するための指標の候補
1. 気候変動対策	地球部会	
2. 循環型社会の形成	循環部会	
3. 生物多様性の確保・自然共生	自然部会	
4. 環境リスクの管理		
（1）水・大気・土壌の環境保全		
①水質汚濁対策等の推進	水部会	(水環境保全に関する指標) ・公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況 ・流域水循環計画の策定数 (水環境保全に関する補助的指標) ・水質等のモニタリング地点 ・主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量 ・廃棄物の海洋投入処分量 ・再生水の利用量 ・湧水の把握件数
②地下水・地盤環境保全と持続可能な地下水利用	水部会	・森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林） ・保安林面積
③PM2.5・光化学オキシダント対策の推進	大気部会	・水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積 ・主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積 ・生態系の保全の観点から田園自然環境の創造に着手した地域数 ・里海づくり活動の取組箇所数
④アスベスト飛散防止対策の推進・強化	大気部会	・地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積 ・都市域における水と緑の公的空間確保量 ・全国水生生物調査の参加人数
⑤土壌汚染対策による環境リスクの適切な管理	土壌部会	(大気環境保全に関する指標) ・大気汚染物質に係る環境基準達成状況 ・有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成状況
⑥快適な感覚環境の創出に向けた取組	大気部会	・幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況 ・新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況 ・騒音の一般地域における環境基準の達成状況
（2）化学物質管理		(環境中の残留状況に係る指標) ・環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成状況
①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進	保健部会	・各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）
②化学物質に関する調査研究等の推進	保健部会	・POPs等、長期間継続してモニタリングを実施している物質については、濃度の増減傾向の指標化を今後検討する（例：濃度が減少傾向にある物質数）
③化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進	保健部会	(環境への排出状況に係る指標) ・PTR制度の対象物質の排出量及び移動量
④子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）	保健部会	(リスク評価に係る指標) ・化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況
⑤農薬の生態影響評価の改善	土壌部会	・農薬登録制度における新たな生態影響評価の実施状況
（3）環境保健対策		
①公害健康被害補償		

重点戦略を支える環境政策の点検と中環審各部会の関係について（案）

重点戦略を支える環境政策記載の項目	主担当部会	進捗状況等を評価するための指標の候補
②公害健康被害予防事業の実施	保健部会	
③環境保健サーベイランス調査		
④水俣病対策の推進		
⑤石綿健康被害の救済		
5. 各種施策の基盤となる施策		
（1）環境影響評価	総政部会	
①環境影響評価制度の総合的な取組の展開		
②質が高く効率的な環境影響評価制度の実施		
（2）科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進	総政部会	
①環境研究・技術開発の実施体制の整備		
②科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進		
（3）環境教育・環境学習等の推進	総政部会	
①実践者の育成を通じた環境教育の深化・充実		
②国民が興味・関心をもって参加できる「体験の機会の場」の拡充		
③多様な環境保全活動・地域づくり等への参加を通じた学びの促進		
④環境人材を育成する事業者の取組への支援		
（3）環境情報の整備・提供	総政部会	
①E B P M推進のための環境情報の整備		
②利用者ニーズに応じた情報の提供の推進		
6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応		
（1）東日本大震災からの復興・創生		
①中間貯蔵施設の整備等	循環部会	
②帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備	循環部会	
③リスクコミュニケーション等を通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策	保健部会	
④資源循環を通じた被災地の復興	循環部会	
（2）自然災害への対応		
①災害廃棄物の処理	循環部会	
②被災地の環境保全対策等 ※前段（悪臭まで）	大気部会	
②被災地の環境保全対策等 ※後段（ペット）	動愛部会	

重点戦略施策シート（案）

重点戦略名	
項目名	
取組の概要（環境面での効果を中心に）	
経済・社会面での効果	
取組状況を評価できる指標及びその数値の推移（もしあれば）	
他の施策との連携の状況及び今後の可能性（もしあれば）	
課題及び今後の取組方針	

重点戦略を支える環境政策及び環境保全施策の体系
施策シート（案）

支える／体系 分類名	
支える／体系 項目名	
取組の概要	
取組の進捗の程度並びに（もしあれば）評価指標及びその数値の推移	
他の施策との連携の状況及び今後の可能性（もしあれば）	
課題及び今後の取組方針	